

第5回化審法施行状況検討会の開催について

平成28年1月25日

経済産業省製造産業局化学物質管理課

平成21年に改正した化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号。以下「化審法」という。）の附則において、施行後5年を経過した場合において、改正後の法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされています。そこで、昨年8月に環境省と経済産業省では、「化審法施行状況検討会」を合同で設置し、施行状況等について予備的な点検・検討を行い、課題の整理等を進めています。なお、第3回から、本検討会に厚生労働省も加わることになりました。

日時：平成28年2月8日（月）18：00～20：00

場所：経済産業省本館17階第1～第3共用会議室

http://www.meti.go.jp/intro/index_access.html

議題（案）：

- ① これまでの議論のとりまとめ（案）
- ② その他

その他：

1. 傍聴希望の方は、平成28年2月1日（月）17時15分（必着）までに、メールの件名に「傍聴希望：第5回化審法施行状況検討会」と記入し、①氏名・ふりがな、②企業・団体名、③所属・役職、④電話番号、⑤メールアドレスを明記の上、「Hkentoukajimukyoku-scas@scas.co.jp」までお申し込みください。申し込みは、傍聴希望者1人につき1通といたします。
なお、本開催案内は、厚生労働省・環境省においても実施していますが、厚生労働省・経済産業省・環境省の傍聴希望の申込み先は同一なので、傍聴希望を複数の省にご提出いただく必要はありません。
また、マスコミ関係の方で、撮影（冒頭のみ可）を御希望の方は、別途担当者まで御連絡ください。
2. 傍聴人数は約60名を予定しています。参加人数が傍聴可能人数を超えた場合は抽選といたします。抽選の結果、傍聴可否については、平成28年2月3日（水）までにご連絡いたします。
3. 傍聴希望メールの返信メールを印刷したものを傍聴券といたしますので、傍聴の際には身分を証明するものと合わせて御持参願います。なお、検討会当日は、経済産業省本館入口に、本検討会用臨時受付を設置（受付時間17:30-18:00）し、傍聴登録者に一時通行証を配布しますので、当該受付までお越し下さい。

お問い合わせ先：

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 化学物質安全室 神取、武田

電話：03-3501-0605

FAX：03-3501-2084

株式会社住化分析センター クライアントサービス本部 環境事業部 長谷川、米原、伊藤

電話:03-5689-1213

FAX: 03-5689-1221

E-MAIL：Hkentoukaijimukyoku-scas@scas.co.jp

※株式会社住化分析センターは、経済産業省からの委託を受け、本検討会の運営等を行っています。